

お客様各位



令和 8 年 9 月 8 日
中ノ郷信用組合

犯罪収益移転防止法施行規則の改正に伴う本人確認方法の見直しについて

いつも、中ノ郷信用組合をご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

近年、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等において、偽造・変造された本人確認書類により開設された預貯金口座等が悪用される事案が確認されています。

このような背景から、政府は先般、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則を改正し、令和 9 年 4 月 1 日に施行することになりました。

本規則の改正に伴い、原則としてお客様等から写真及び I C チップ付き本人確認書類の提示を受けたうえで I C チップを読み取ることが義務化されます。

このため、当組合でも令和 9 年 4 月 1 日以降、I C チップを読み取り本人確認を実施する方法に変更いたしますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

1. I C チップ付きの本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、日本国旅券など

2. 主な内容

別紙、警察庁作成のチラシをご覧ください。

3. 渉外担当における対応

渉外担当者による I C チップ付き本人確認書類の確認方法につきましては、当組合が貸与する業務用のスマートフォンにて対応させていただきます。

本件に関する照会先
総務部マネロン対策室、事務部事務課
電話：03-3622-7131（代）
受付時間：平日 9 時～17 時

以 上

2027年
4月1日
から義務化

特定事業者との一定の取引 で本人確認を受ける際ICチップ情報

の読み取り等が**必須**となります！！

※各特定事業者の判断により2027年4月1日以前に先行実施する場合があります。



特定事業者

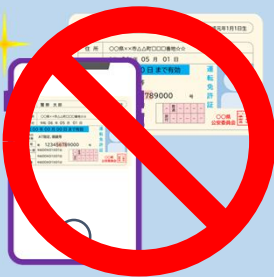
金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、
カジノ事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、
郵便物受取サービス業者、電話転送サービス事業者、行政書士、
公認会計士、税理士、電話受付代行業者、司法書士、弁護士



ICチップ付きの本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、
特別永住者証明書、日本国旅券など。

対面で本人確認を受けるには、
ICチップ付きの本人確認書類を提示した上で、
ICチップ情報を読み取らせる必要があります。



非対面で本人確認を受けるには、
ICチップ付きの本人確認書類のICチップ情報
を送る必要があります。

原則本人確認書類の画像や写しを用いることはできません。

ICチップ付きの本人確認書類のICチップ情報を
読み取らせるには**暗証番号の入力**が必要です。
設定した暗証番号を覚えておきましょう！



警察庁
National Police Agency